

令和8年度 町税等の納期限一覧 【税金・料金等は納期内の納付をお願いします】

月分	納期限 および 口座振替日	町 税				保険料		利用料・使用料・負担金									
		町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	介護予防支援 事業利用料	保育料・延長保育料	副食費	町営住宅使用料	住宅駐車場使用料	下水道負担金	上水道料金 (注1)	下水道使用料 (注2)	農集排使用料	個別排水使用料
4	4月30日(木)		1期					○	○	○	○	○		一般・大口	○	○	
5	6月 1日(月)			1期				○	○	○	○	○		大口			
6	6月30日(火)	1期			1期			○	○	○	○	○		一般・大口	○	○	
7	7月31日(金)		2期		2期	1期	1期	○	○	○	○	○	1期	大口			
8	8月31日(月)	2期			3期	2期	2期	○	○	○	○	○		一般・大口	○	○	
9	9月30日(水)		3期		4期	3期	3期	○	○	○	○	○	2期	大口			
10	11月 2日(月)	3期			5期	4期	4期	○	○	○	○	○		一般・大口	○	○	
11	11月30日(月)		4期		6期	5期	5期	○	○	○	○	○		大口			
12	12月25日(金)	4期			7期	6期	6期	○	○	○	○	○	3期	一般・大口	○	○	
1	2月 1日(月)				8期	7期	7期	○	○	○	○	○		大口			
2	3月 1日(月)				9期	8期	8期	○	○	○	○	○	4期	一般・大口	○	○	
3	3月31日(水)				10期	9期		○	○	○	○	○		大口			
問い合わせ先		税務課 (32)3126				保健福祉課 (31)2512		町民課 (32)3114			建設水道課 (32)3129						

注1. 上水道料金は御代田小沼水道料金です。
佐久水道管内の料金は佐久水道企業団(0267(62)4085)へ直接お問い合わせください。
注2. 下水道使用料は公共下水道使用料および特定環境保全公共下水道使用料です。

税金・料金の納め忘れはありませんか？

令和8年度が始まりました。令和7年度以前分の税金・料金の納め忘れがないかご確認いただき、未納がありましたらお早めに納めてください。納付状況等の確認は、担当課までお問い合わせください。

税金・料金の納期納付をお願いします

税金および料金の納付後、町へデータが届き、処理するまでに一週間程度を要します。納期を過ぎて納付いただいた場合、データ処理が間に合わず督促状を発送する場合があります。既に納付済みであるにも関わらず、督促状が届いた場合には、行き違いですので破棄をお願いします。

納税などは安全・便利・確実な口座振替で！

口座振替は、預貯金から自動的に振替納付になるので、納付書をなくしたり、うっかり納め忘れたりすることがなく、納期限までに確実に納めることができます。

■口座振替申込方法

「口座振替依頼書」は各担当課窓口、または町内金融機関に備え付けてありますので、必要事項をご記入いただき、担当課窓口または金融機関窓口へ提出してください。

【口座振替取扱金融機関】

- ・八十二長野銀行
- ・佐久浅間農業協同組合
- ・上田信用金庫
- ・三井住友銀行
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）

問い合わせ先	科目等	担当課	担当係	電話番号
税務課	固定資産税	税務課	資産税係	(32)3126
	町県民税 / 軽自動車税 / 国民健康保険税		住民税係	
町民課	納税に関すること	町民課	収税係	(32)3114
	保育料・延長保育料		こども係	
建設水道課	町営住宅使用料等	建設水道課	都市計画係	(32)3129
	上下水道使用料等 / 農集排・個別排水使用料		上下水道管理係	
保健福祉課	後期高齢者医療保険料 / 介護保険料等	保健福祉課	介護高齢係	(31)2512

中学校体育館のエアコン設置工事が完了しました！

年々厳しさを増す夏の暑さから子どもたちを守る「熱中症対策」、また災害時の「避難所としての機能強化」を目的として、令和7年9月から進めてきました中学校体育館のエアコン設置工事が、このたび無事に完了しました。工事期間中は、ご理解とご協力をいただきありがとうございました。



町では、今後も子どもたちが快適に学校生活を送れるよう、そして地域の皆さまの安心につながるよう、引き続き環境整備を進めていきます。来年度は、新たに以下の取り組みを予定しています。

- 中学校の武道場への冷房設備の設置
- 北小学校・南小学校の体育館への冷房設備の設置と、断熱性確保のための対策工事

これからも、児童生徒の安心・安全を第一に考え、計画的に教育環境の充実に取り組んでいきます。

問い合わせ先 教育委員会学校教育係 (32)9100

令和8年度 交通災害共済が始まります

少ない掛金で交通事故での通院・入院をされた場合、見舞金の請求ができます。まさかの事故に備え、家族全員で加入しましょう！（※詳細は広報やまゆり2026年2月号をご覧ください。）

【申込方法】

町から郵送しました「令和8年度交通災害共済加入のご案内」(ハガキ)に掛金を添えて、お申し込みください。

【共済期間】

4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
※4月1日(水)以降に申し込まれた方は、申し込み翌日からの適用となります。

【掛 金】

14歳以下 掛金と手続不要
15歳以上 400円
※6月30日以降に加入する場合は掛金が減額されますので、役場2階 総務課15番窓口までお越しください。

【掛金納入場所】

- ・八十二長野銀行本支店
- ・上田信用金庫本支店
- ・ゆうちょ銀行（長野、新潟県内に限る）
- ・佐久浅間農業協同組合（町内の支所に限る）

その他ご不明点等ございましたら問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先 総務課行政係 (32)3111

【よくあるご質問】

- Q1.** 引っ越してきたばかりでハガキが発行されていません(届きません)。
A. 総務課窓口にて発行が可能です。紛失してしまった方も再発行いたします。
- Q2.** 子どもだけ加入したいのですが、どのような手続きが必要ですか。
A. 御代田町では**中学生以下の方は公費での自動加入となります。よって、手続きは不要となります。**高校生以上(15歳以上)は400円の掛金とともにお申し込みの手続きが必要となります。
- Q3.** 見舞金の請求をしたいのですが、通院が長引きそうです。請求期間はいつまでですか。
A. 請求期間は**事故発生から2年間**となります。治療が完了してからも十分間に合いますので、ご安心ください。